

議案第 45 号

日出町未来へつなぐ基金条例の制定について

日出町未来へつなぐ基金条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町未来へつなぐ基金条例

(設置)

第 1 条 別杵速見地域広域市町村圏事務組合秋草葬斎場未来へつなぐ基金を財源として交付された助成金を活用し、未来を担う子どもたちへの助成等を通じて住民の福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、日出町未来へつなぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条の助成金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町未来へつなぐ基金を設置したいので提出する。